

議案第 37 号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市職員定数条例（昭和 24 年小田原市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

別表病院事業管理者の事務部局の職員の項中「670」を「710」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

新病院の医療体制の充実強化を図る観点から病院事業管理者の事務部局の職員を増員するため提案するものであります。